

# 平成30年度奨励金受給者募集要項

公益財団法人石井記念証券研究振興財団

## 1. 奨励金の趣旨

この奨励金は証券市場に関する有益な研究活動を行う者及び資質優秀な学生(留学生を含む)に対し、財政的支援を行うことにより、国家社会の為な人材の育成をはかり、もってわが国証券市場の一層の発展に寄与することを目的として給付する。

## 2. 奨励金の特色

この奨励金の特色は、次のとおりである。

- ① 奨励金受給者は、証券市場に関する研究調査の分野に従事するか、または将来その分野での活躍を希望する者の中から人選する。
- ② 奨励金は給付とする。したがって返済の義務はない。
- ③ 他の奨学金または奨励金との併給は差し支えない。
- ④ 奨励金受給期間終了後の進路は本人の自由とするが、本財団設立の趣旨に添う分野に進まれることが望ましい。

## 3. 奨励金受給者の資格

本財団の奨励金受給者となるためには、大学または証券分野の研究を行う研究機関に在籍し、学業人物ともに優秀で、次の各条件を満たす者でなければならない。

- ① 在籍する大学または研究機関によって推薦された者。
- ② 将来社会の発展に貢献し得る能力をもち、かつ証券関係分野での活躍を期待される者。

## 4. 奨励金受給者の採用予定人員

本年度の新規奨励金受給者の募集人員は、次のとおりとする。

- ① 本財団が指定する6大学の3年次に在籍する者で、1大学1名、合計6名。
- ② 証券分野の研究を行う研究機関に在籍する者1名。

## 5. 奨励金給付の金額・期間・方法

- ① 給付月額 4万円とする。
- ② 給付期間 大学生は原則として3年次から2年間とする。但し3年次

の学業成績により、1年間で給付を中止する場合がある。  
研究機関に在籍する者は最長で3年間とする。

- ③ 給付方法 奨励金は5月末頃に4月から9月までの6ヵ月分を支給し、その後は3ヵ月分ずつ分割支給する。

## 6. 奨励金給付の中止

奨励金受給者が次の各号のいずれかに該当すると財団または所属大学・研究機関が認めた時は、奨励金の給付を中止する。

- ① 傷病などのため、研究活動の継続が困難となったとき。
- ② 学業成績または操行が不良となったとき。
- ③ 奨励金を必要としない理由が生じたとき。
- ④ 奨励金受給者として適当でない事実があったとき。
- ⑤ 所属研究機関または大学で処分を受け、退職または学籍を失ったとき。

## 7. 大学または研究機関における受給候補者の推薦

- ① 財団は学生または研究者の推薦を、毎年指定する大学または研究機関の代表者に依頼する。
- ② 大学及び研究機関は、候補者の推薦にあたって、その手続き、期限その他、遺漏なきよう適切に処理する。

## 8. 申請の手続き

奨励金の給付を受けようとする者は次の書類を整え、提出期限までに、在籍する大学または研究機関を経て申請する。

### (1) 提出書類

- ① 奨励金受給願書（推薦書）
- ② 成績証明書（学生）
- ③ 写真2枚（1枚は願書に貼付する）

### (2) 提出期限

平成30年4月25日（水）

### (3) 書類提出(問い合わせ)先

〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町1 - 13 - 14

公益財団法人石井記念証券研究振興財団

事務局 TEL 03-3667-5898

（財団事務局は平成29年10月に上記に移転しました）

## 9. 奨励金受給者の選考方法

奨励金受給者の選考は、学生全員を面接のうえ、奨励金受給者選考委員

会の書類審査により行う。

選考結果は書面により財団理事長から在籍大学・研究機関の代表者及び申請者に通知する。

#### 奨励金受給者選考委員会委員

|      |       |                   |
|------|-------|-------------------|
| 委員長  | 飯田 裕康 | 慶応義塾大学名誉教授        |
| 副委員長 | 石井 登  | 立花証券株式会社取締役社長     |
| 委員   | 柴垣 和夫 | 東京大学名誉教授          |
| 委員   | 関 要   | 元財団法人日本証券経済研究所理事長 |
| 委員   | 土屋 卓洋 | 立花証券株式会社元取締役副社長   |
| 委員   | 森本 滋  | 弁護士・京都大学名誉教授      |

#### 10. 奨励金受給者の義務

本財団の奨励金受給者として採用された者は、次の事項を守ることを誓約する。

- ① 今後、一層学業・研究に励み、健康に留意し、奨励金受給者にふさわしい態度・行動をとること。
- ② 本財団が定める奨励金給付等に関するルールを守り、財団及び所属大学・研究機関の指示に従い、必要な手続きを怠りなく行うこと。
- ③ 奨励金は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。
- ④ 奨励金受給者のために行う財団の行事等には必ず出席するように心掛け、万一欠席する場合は、事前にその理由を連絡しておくこと。

以上